

り込みによることなく、これをしてはならないこととし、また、何人もこれに違反してされる寄附を受けてはならないこととしております。これらに違反してされる寄附に係る金銭または物品の所有権は国庫に帰属することとしております。

第三に、施行期日でありますが、この法律は平成十八年一月一日から施行することとしております。

以上であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あ
らんことをお願い申し上げる次第であります。
（二二二）

○遠藤委員長 次に、笛木竜三君。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○笛木議員 ただいま議題となりました民主党提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、提案の理由及びその概要を申し上げます。

政治と金の問題が深刻な政治不信をもたらしたことは記憶に新しく、橋本元総理が政界を引退され

たからといって決して一件落着ではありません。事件発覚以来、民主党は、真相解明と再発防止を図るため関係者の証人喚問を要求してきましたが、小泉総理は眞面目に自民、公明の連立を党首

ががん見縫圩を參観し、自明の道立等をたてて徹底的に拒否をしているため、いまだに実現しておりません。国会として徹底的に真相解明を図るべきだということを冒頭申し上げておきます。

さて、一連の事件で特に問題になつたのは、法

律の規制を逃れるために政党や政治資金団体を迂回させて寄附を受け取る、いわゆるやみ献金の一

り、あたかも政治を金で買うかのごとくではない
かと国民から強い批判があつたことです。こうし
た迂回献金を禁止する法整備なしに国民の政治へ
の信頼回復はあり得ないと考えております。

しかし、与党はこれを無視し、小手先のびほう策でお茶を濁そうとしています。政治と金の問題に真正面から取り組まない与党の態度によって国民の政治不信がますます高まるのではないかと大変危惧をしております。

したがつて、民主党は、国民の声に真正面からこたえ、政治に対する国民の信頼を取り戻すため、その迂回献金の禁止を初め、実効性ある措置を講じることが喫緊に必要であると考え、前国会で審議未了となつた法案を改めて提出した次第であります。

次に、法律案の概要を申し上げます。

第一に、政治団体間の寄附の制限です。政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、同一の政党または政治資金団体に対しては年間一億円を、その他の同一の政治団体に対しては年間三千万円をそれぞれ超えてすることができるないこととし、何人もこれらに違反してされる寄附を受けてはならないこととしておりま

す。

第二に、いわゆる迂回献金の禁止であります。現行法のもとでは、政党または政治資金団体を介した迂回献金は、政治団体に対する企業・団体献金を禁止していることに対する脱法行為との疑いがあり、これを明文で禁止するものです。何人も、政党または政治資金団体に対し、特定の政治団体に対して寄附をすることを条件として寄附をすることはならないこととし、また、政党及び政治資金団体は、これに違反してされる寄附を受けてはならないこととしております。

第三に、外部監査の義務づけです。政党本部及び政治資金団体は、収支報告書を提出するときは、その記載事項について公認会計士または監査法人による外部監査を受けなければならぬこととしております。

預金等または現金に係る収支報告書への記載の義務づけ、政治団体間の寄附の銀行振り込み等の義務づけ、インターネットによる報告書の公開と報告書等の保存期間延長、さらに、企業・団体献金を受けることのできる政党支部の数を大幅に制限すること、公共事業受注企業等の寄附を禁止すること、機関紙誌への広告料を規制することなど、政治資金の透明化のために実効性ある法律案を盛り込んでおります。

ことでありましたけれども、これについては、自由民主党について、しっかりと自由民主党が裁量で、そしてまたしつかりとした判断でやつてきましたということをございまして、その疑いについては、全くこれは根拠のないものであるということをまず申し上げたいと思います。

そして同時に、いわゆる不記載という問題でございますが、これについては、今まさに司法の場でいろいろな議論がなされているということ、やはり重要なのは、今回の問題についての背景、日歯連という問題が背景にあったのかとは思いますけれども、それにつきましても、やはり贈収賄等の疑いは、全くこれも論拠のないものでございま

問題なのは、迂回献金というのも、これはやはり、本当にあつてはいけないし、これから将来

○遠藤委員長　この際、お詰りいたします。

兩案審査のため、本日、政府参考人として警察
庁刑事局長繩田修君、総務省自治行政局選舉部長

久保信保君及び法務省大臣官房審議官三浦守君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤田正純君。

○後藤田委員　自由民主党の後藤田でございま
す。

本日は、与党、野党同時に政治資金規正法の改正案が出されたこと、本当にうれしく思つております。

ます。短時間でございますので、ポイントだけ質問させていただきたいと思います。

先ほど来、二つの法案の中で、それぞれの法案立法に至る経緯また背景というものを聞かせていて

ただきました。その中に、迂回献金の疑いという

ことでありましたけれども、これについては、自由民主党について、しっかりと自由民主党が裁量で、そしてまたしつかりとした判断でやつてきましたということをございまして、その疑いについては、全くこれは根拠のないものであるということをまず申し上げたいと思います。

そして同時に、いわゆる不記載という問題でございますが、これについては、今まさに司法の場でいろいろな議論がなされているということ、やはり重要なのは、今回の問題についての背景、日歯連という問題が背景にあったのかとは思いますが、けれども、それにつきましても、やはり贈収賄等の疑いは、全くこれも論拠のないものでございました。

問題なのは、迂回献金というのも、これはやはり、本当にあつてはいけないし、これから将来的にある可能性があるのであれば、法律で縛るということも必要なではないかなとは思いますけれども、贈収賄という問題が一番これは問題なんじゃないかなというふうに私は思つております。これについて、いろいろ今までに至りましても、政治と金の問題、いろいろなことがございました。

しかしながら、その問題について、今回の法改正について言うならば、先ほどもお話しありました、いわゆる多額の献金を抑制するんだということな趣旨でございましたが、それ、いわゆる政治団体間の寄附制限を五千万にする、三千万にするという二千万のこれは違ひがあるわけでござりますけれども、しかししながら、ある政治団体が例えば政党政団体に寄附をする場合、その政治団体がもう一つ新たに政治団体をつくって、自由民主党であれば一つの政治団体が五千万寄附する、しかし民主党さんは、三千万円だけれども、同じ関係者の政治団体で二つつくって三千万掛け上回ってしまうわけですよ。

いわゆる額の問題については、政治団体の数に

よつてなかなかトータルの金額というのは制限できないんではないかなというちょっと疑問がござりますので、その点について民主党さんによつて教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○永田議員 御答弁申し上げます。

確かに、制度上そういうことは可能といえば可能なんです。しかし、やはり政治活動というのは、その裏に資金的な裏づけがあつて初めてなされるものであつて、そして、その資金面で政治活動がおかしな方向に行かないよう制限をかけるというのは私は合理的な話だと思うし、また、今、国民が政治に向けている不信感というものを払拭するためには、ある程度の量的制限をして、それによって政治を浄化していくこうという気持ちが国会の場にあるんだということを示していかなければならぬと思つています。

現在においても、法改正をしなければふさげないような穴というのは、たくさん政治資金規正法の中にあるんですね。そういうところを悪用して、悪知恵を働かせて何でもやろうと思えば確かにできるのかもしれませんけれども、しかし、そ

ういうことはやつてはいけないんだということをまず法律に書いて、そして、極力、我々のモ

ラルを高めて、國民に私たちの良心を理解していただけれるようなそういう政治活動をしていかな

きやいけないんだと思います。

ですから、抜け穴があるから意味がないじや

ないかというような話はぜひこの神聖なる委員会の席の場ではなさらないように、私たちは良心を持つてやるんだというふうな気持ちでいていただきたいなと思っています。

○後藤田委員 今の抜け穴があるということでございますが、しかし、神聖な場で立法する立場で、しかも罰則をつける法律で、罪刑法定主義といいう原則も当然わかつていらっしゃる中で、国会議員としておかしな法律はつくらないんですね。そのことを逆におきたいし、いわゆる

政治資金団体で、これは、多分今の議員の御反省の中でもあつたのかと思います、いろいろな団体で同じ人の名前が連なつてしたり、同じ方が同じ団体の役員を務めたり、そういうものを、やはり法律では認められても、しつかりと政治家として襟を正そうというお気持ちについては非常にすばらしいものだというふうに思つておりますので、評価をしたいと思います。

しかしながら、政治活動というのは、いわゆる政治活動の自由というものがこれは当然のことながら保障されなくてはいけないということをございまして、その中で、総務省にお伺いしたいんですけれども、いわゆる政治団体間の寄附制限とい

うものはそもそもなかつたわけでございますが、そういうたった法律の趣旨からして、今回の法律についてどうお考えになるか、ちょっと一言御回答いただきたいと思います。

○久保政府参考人 現行の政治資金規正法では、多額の寄附が政治に不当な影響を及ぼすということを防ごうということで、先生御指摘のございました。

ただ、政治団体間の寄附、これにつきましては、寄附者も受領者とともに政治団体でございまして、その收支が公開をされているということ、そしてまた、政治活動の自由、これを最大限尊重するといったことから、これまで、政治団体間の寄附ということにつきましては量的制限というのは設けてこられなかつたというふうに承知をしております。

ただいま、与党案そして民主党案というのが御審議をされておりますので、私どもはその審議の結果というのを見守りたいと思っております。

○後藤田委員 規正法の制定以来、今回初めて政

治団体間の寄附に規制をかけるということになるわけでありまして、これは、与野党両案につきま

していわゆる立法府の見識といいますか、進歩といいうことで評価をさせていただきたいというふうに思つております。

その中で、前回の質疑の中で、柴山議員から民

主党さんの案に対しての質問がございまして、それは、条件つき寄附というものを禁止するんだ

と明確になつていて、単純に、この議員は立派な活動をやつているからちよつと多目に出してあ

ります。」ということをおつしやつた。約束というのは、定義をひとくと、申し込みをしてそれを承諾したということが約束だと思います。

しかししながら、例えば民主党さんの政治団体があつて、たしか国民改革協議会といふんですか、こういう団体に、ある政治団体が、永田さんといふ先生はこれから将来大変期待があるんだ、そ

ういう意味でぜひ永田さんに対して応援もしたい、永田さんを応援してもらいたい、だけれども、そ

うの方方が言いながら、まあまあ、でも寄附をさせているわけではありませんけれども、そこで受け取つてしまつた場合、その場合、何らかの形で、

全部かどうかわかりませんが、流れる可能性がある。そのときについては、約束をしないけれども、そこで寄附をするということに対しては、罰則があるのかないのかというようなことをちょっとお伺いしたいんです。

○永田議員 名前が出たので私から申しますが、民主党案が成立した暁に今おつしやられたような

ことが実現したら、明確に金の流れがトレースできる場合には、当然、それは罰則つきの違法行為

ということになると思います。

ただ、率直に申し上げて、民主党のお金の流れ

sveとか、あるいはポスターをつくるときの助成金は幾らだとか、あるいは何かビラをつくるときの助成金が幾らだとか、そういうふうに趣旨が非常

に明確になつていて、単純に、この議員は立派な活動をやつているからちよつと多目に出してあ

ります。」

そこで、条件つき寄附を受けてはならないものとすることであるならば、法律案の中で、条件つき寄附の禁止という中で政党及び政治資金団体は、「と

ういう条文、いわゆる条件つき寄附の禁止ですね、

一に違反してされる寄附を受けてはならないものとすること、そういう条文がありますね。その中

身を、一に違反してしつかりと約束をして寄附を受けてはならないものとすること、そういうしつ

かりとした書き方というのをやつた方が、それは、罰則つきの法律ということであれば、私はよ

り法律として熟度が高いんではないかなというこ

とを一言申し上げたいのと、それに関連して、いわゆる不記載についてですね。

今回、記載をしつかりとしたのかしなかつたのかということが問題になつておりますけれども、

これも先般、柴山委員が、過失による不記載といふ犯罪はほかに例がありますか、あととすれば法

定刑はどうなつてゐますかという質問をしたところ、現時点で明らかになつてゐる範囲では、過失

による不記載罪という規定はほかにございません

との答弁がありました。その後、過失による不記

載罪という規定はほかに例があつたのかどうかと

いうことを教えていただきたいと思います。

○中井議員 後藤田議員から御指摘ございましたように、前回の国会で御党の柴山議員から御質疑がございました。我が党の辻議員がお答えを申し上げております。

しかし、立法例は見当たらないというお答えをいたしておりましたが、私ども、その後調査もいたしましたが、判例による、過失による不記載罪の処罰を認めている例が一つだけ出てまいりました。古物営業法第十七条において、古物市場主が取引の当事者の氏名等を帳簿等に記載する義務が定められており、同三十三条において、その義務を怠った者を処罰する規定が設けられておりました。明文では故意犯しか処罰しておりませんけれども、昭和三十七年五月四日最高裁判決において、この処罰規定は過失による不記載も処罰する趣旨であると判示されている、こういう実例がございましたことをあえて御報告を申し上げておきたい、このように考えております。

なお、先ほどお話しございました条件つき云々のところにつきまして辻議員がお答えを申し上げておりますが、そのお答えのところで、当該寄附をするとの見返りとしてという部分が少し抜けているんじやないかなという感じがいたします。

私ども、ここで申し上げております条件というのは、寄附をする際に付される条件であって、当該寄附をすることの見返りとして寄附の受領者が特定の政治団体に対して寄附をするという約束のこと、こういうふうに規定をいたしているところでございます。

大変激し過ぎるんじやないか、あるいは適用しにくいんじやないか、実例としてやりにくいやないか、いろいろ御指摘はござりますけれども、現実として、私ども、長年この国会におりましていろいろと見聞きしあるいは判断をした中で、こういった法をつくる必要があると考えて提出をいたしました。そういう実例があるとうわざされていること自体、大変残念なことだと考えております。

○後藤田委員 今、中井議員から御説明をいたしましたが、いわゆる判例によるものということ、いたしておりましたが、私ども、その後調査もいたしましたが、判例による、過失による不記載の処罰を認めている例が一つだけ出てまいりました。古物営業法第十七条において、古物市場主が取引の当事者の氏名等を帳簿等に記載する義務が定められており、同三十三条において、その義務を怠った者を処罰する規定が設けられておりました。明文では故意犯しか処罰しておりませんけれども、昭和三十七年五月四日最高裁判決において、この処罰規定は過失による不記載も処罰する趣旨であると判示されている、こういう実例がございましたことをあえて御報告を申し上げておきたい、このように考えております。

なお、先ほどお話しございました条件つき云々のところにつきまして辻議員がお答えを申し上げておりますが、そのお答えのところで、当該寄附をするとの見返りとしてという部分が少し抜けているんじやないかなという感じがいたします。

私ども、ここで申し上げております条件というのは、寄附をする際に付される条件であって、当該寄附をすることの見返りとして寄附の受領者が特定の政治団体に対して寄附をするという約束のこと、こういうふうに規定をいたしているところでございます。

そして、過失による不記載罪、確かに珍しいものではある、ほとんど例が見当たらないものではあるんですが、しかしここで、後藤田議員にもありますのは、この委員会のメンバーの諸氏にもぜひお考えいただきたいのは、この法案が成立したときに規制の対象となるのは、我々政治家なんです。もちろん国会議員だけではありません。全国の地方議員、あるいは議員を持つていない政治団体ももちろんあるわけで、そういうところにまで、隅々までこの規制は及ぶわけですが、しかし何といっても国会議員といえば、政治家の模範であらなければならない、政治活動の模範を示すものでなければならない、その人たちが、このような疑わしいことはしないということを、みずからに対しても規制を課すんだという姿勢を示すことはとても大事だと思っています。

○永田議員 たしか現行法上も、一年間に一人の人が一つの政治団体に対する金額の上限があると思います。それを参考に定めた金額ではございますが、何らかの基準をつくるないと、小さな金額、一千円、二千円の不記載について一々過失で罪を問うていては、これは、政治活動をやるためにやつてはいけないということで、自由民主党さんは既に内規によつて、銀行振り込みによる寄附の受領や収支報告書用紙の党ホームページにおける公開、監査意見書、残高証明書の党本部への提出など、党改革を早速実施されていらっしゃるわけですが、その点について、一言コメントありがとうございますが、その点について、一言コメントがあればお願ひしたいと思います。

○佐田議員 今委員が言われたように、今回の法のなかよくわからないという本末転倒の議論になつてしまっていますので、やはり、百五十万円を超えるような金額は世間常識に照らして一つの大きな金額であろう、大きな金額を記載することを忘れたというのは、それはもはや単に過失というだけではなくて、処罰するに値するものであろうといふいう考え方から来ております。

そして、過失による不記載罪、確かに珍しいものではある、ほとんど例が見当たらないものではあるんですが、しかしここで、後藤田議員にもありますのは、この委員会のメンバーの諸氏にもぜひお考えいただきたいのは、この法案が成立したときに規制の対象となるのは、我々政治家なんです。もちろん国会議員だけではありません。全国の地方議員、あるいは議員を持つていない政治団体ももちろんあるわけで、そういうところにまで、隅々までこの規制は及ぶわけですが、しかし何といっても国会議員といえば、政治家の模範であらなければならない、政治活動の模範を示すものでなければならない、その人たちが、このように操作して資金を運営する行為が問題だと思っております。

○後藤田委員 今、佐田議員から御説明をいたしましたが、いわゆる判例によるものということ、極めてその不記載罪という規定の例が少ないというような状況の中で、いわゆるその不記載について、百五十万円を超える寄附の過失による不記載を処罰する理由、百五十万ということについてのその理由についてもう少し御説明をいただきたいと思います。民主党さん。

○後藤田委員 時間が迫つておりますが、せつかで、極めてその不記載罪という規定の例が少ないので、この法律の審議、今回二回目ですが、それに至るまで、やはりやるべきことは政治家としてやらなくてはいけないと、いうことで、自由民主党さんは既に内規によつて、銀行振り込みによる寄附の受領や収支報告書用紙の党ホームページにおける公開、監査意見書、残高証明書の党本部への提出など、党改革を早速実施されていらっしゃるわけですが、その点について、一言コメントありがとうございますが、その点について、一言コメントがあればお願ひしたいと思います。

○佐田議員 今委員が言われたように、今回の法は、とにかく政治資金の透明度を増す、こういう観点から、特に党的政治資金団体の出し入れはすべて銀行振り込み、すべてをガラス張りにしていく、また、我が党におきましては、その他の政治資金団体においてもすべてにおいて透明度を増すということで、銀行振り込み、今御指摘ありましたように、その他につきましても残高証明を年末に出している、それで監査も行う、こういうふうな非常に透明度を増すということでやつておるわけであります。特に今回の法案は、そういうことの趣旨においてやつておるということでありました。

かつて小泉総理は、政策を推進するために最も大事なことはまず政治の信頼であり、政治の信頼とは政党に対する信頼であります、そして、政党に対する信頼とは政治家に対する信頼であります、よい政策を掲げても、政党、政治家に対する信頼を大きく失墜させてしまったことは、極めて遺憾であります。

今週十一日、一億円裏献金事件に関する村岡被告の公判に橋本元総理が証人出廷されました。今後、裁判の行方は見守るにしても、政治家が関与した政治と金にまつわる事件が国民の政治に対する信頼を大きく失墜させてしまつたことは、極めて遺念であります。

私がその点について思うことは、複雑な、今委員御指摘がありましたように、例えば上限をその他の政治団体で五千円というふうにしても、ほかのところにまた違う政治団体をつくるとか、私はそういうことはできるだけ避けるべきだと思つては、何といつても国会議員といえば、政治家の模範であらなければならない、政治活動の模範を示すものでなければならない、その人たちが、このように操作して資金を運営する行為が問題だと思っております。例えば、政治団体から政治団体に不用意に幾つの政治団体を通して資金管理団体にお金を入れたり、そういう国民に対してわかりづらいお金の操作、政治資金の操作であるとか、こういうことは厳に慎むべきだ、私はそういうふうに思つています。

○遠藤委員長 次に、谷口和史君。

○谷口(和)委員 公明黨の谷口和史でござります。初めての質問に立たせていただきます。

政治と金の問題は多くの国民が注目している問題であります。私は自身、常に国民の目線に立つた質問を心がけてまいりたいと考えております。

○後藤田委員 今、佐田議員おっしゃられたように、野党の方にもそういう事例があつたやに聞いておりますが、ぜひとも、自由民主党の、先ほど、法律の前にしっかりと党内で規約をやられたという姿勢に対して心から敬意を表し、本法案の早期成立を念願いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○遠藤委員長 次に、谷口和史君。

○谷口(和)委員 公明黨の谷口和史でござります。初めての質問に立たせていただきます。

政治と金の問題は多くの国民が注目している問題であります。私は自身、常に国民の目線に立つた質問を心がけてまいりたいと考えております。

今週十一日、一億円裏献金事件に関する村岡被告の公判に橋本元総理が証人出廷されました。今後、裁判の行方は見守るにしても、政治家が関与した政治と金にまつわる事件が国民の政治に対する信頼を大きく失墜させてしまつたことは、極めて遺念であります。

かつて小泉総理は、政策を推進するために最も大事なことはまず政治の信頼であり、政治の信頼とは政党に対する信頼であります、そして、政党に対する信頼とは政治家に対する信頼であります、よい政策を掲げても、政党、政治家に対する信頼がなくては政策を遂行することはできませんと述べられました。さきの衆議院選挙において、自民、公明両党に対し、合わせて三百一十七もの議席を与えていただき、自公連立政権は圧倒的な信任を得ることができました。郵政民営化を初めとする改革の是非が問われた選挙でありました。まさに、改革を加速させよとの国民の声をしかど受けとめ、改革断行に邁進しなければなりません。と同時に、まずは政治への信頼を回復するため、全議員が襟を正し、政界浄化のために全力を挙げなければなりません。

このたび、初当選をさせていただき、国政の場に送り出していただいた新人議員ではございますけれども、これから始まる議員生活の中でこのこ

とをしかと肝に銘じていかなければならぬと痛感をしております。

では、質問に入らせていただきます。

これから始まる構造改革を断行するためにも、まずは政治と金の問題にしっかりとメスを入れる必要があります。このたび法案を再提出された理由と、この改正案が政治改革の前進となるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○渡辺(博)議員 谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初当選ということで、思ひが本当に新たな気持ちで国政に臨まれていると思います。私も、初心を忘れずということをしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思うわけでございます。

御質問は二点ございます。この法案を再提案された理由と、そしてまた、この改正案が政治改革の前進につながるかどうかということをございます。

第一点目の再提案の理由でございますが、やはり、政治と金の問題、私たちが一番大事にこれにしっかりと取り組まなければならない問題でございます。そのため、国民の皆さん方にいやしくも批判を受けたり疑いをかけられたり、そういうことのないようにしていかなければなりません。

そのため、第一歩としてこの政治資金の一層の透明化が必要であります。これが再提案をした第一の理由でございます。

今回の改正では、政党及び政治資金団体以外の政治団体間における多額の寄附を抑制するため、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附については年間五千万ということで、超えてはできません。そのため規制がありませんでした。ということです、まず上限を設けたという点。

さらにもう、我が党の政治資金団体においては適切に処理しておりますけれども、政治資金団体に係る寄附について透明性を確保するために、今まで規制がありませんでした。ということです、銀行振り込みにしたということをございます。

以上の内容を盛り込んだ本法律案を成立させていたることは、まさに、政治改革の大きな前進につながるというふうに確信しております。

○谷口(和)委員 今の答弁にもございましたけれども、今回の改正案には、今般の政治資金をめぐる問題を踏まえ、政党及び政治資金団体以外の政

治団体間における多額の寄附を抑制するという寄附の制限が盛り込まれておりますけれども、一方、二〇〇四年の政治資金収支報告書によりますと、日歯連のような業界などの政治団体から政治家の資金管理団体などへの献金で、五千万を超えてるのは一件、それから、三千万以上まで範囲を広げましても九件となつております。

つまり、ほとんどの業界関連の政治団体から政治家の政治団体への献金は今回の改正案の設定する上限の枠内におさまっており、実効性には大きな疑問符をつけざるを得ないという声も出ておりますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○早川議員 お答え申上げます。

私も、谷口議員と同じように、政治と金をめぐる問題については、国民の信頼にこたえることができるような制度設計を進めていかなければならぬといふふうに思っております。しかしながらその一方で、政治活動の自由を余りにも抑制するような形であつては、日本の議会制民主主義の根幹にかかるることでありますので、その辺についてはいろいろ考えていかなければならぬんだろ

うと思います。

政治団体の活動内容というのをさまざままであります、一概にはなかなか言えないところでありますけれども、政治団体が政治活動を行うために必要な人件費、その他の経費を賄うために通常必要な寄附についてまで、これを制約することがないような配慮をする必要があると考えております。

まして、一概にはなかなか言えないところでありますけれども、虚偽記入であるとか、さらには不記載というのは、五年以下の禁錮または百万円以下の罰金という、政治資金規正法の中でも非常に厳しい罰則が科せられておりまして、そういうことによって担保はされておりまして、現行の政治資金規正法でも政治資金の透明性は十分に私は確保されているというういう前提に立った上で、しかしながら、ただ、政治団体の中では政治資

す。

そこで、これら的事情を踏まえまして年間五千万という金額を設定したわけでありまして、これは、諸般の事情を総合的に判断をしたということとあります。

規制の実効性ということに関しましては、従来は、既に総務省からも御説明がありましたけれども、政治団体間の寄附について何ら上限が設けられてこなかつたわけであります。新たに年間五千円という上限を設けるというその改正の中で、疑惑を持たれかねない多額な寄附を抑制するといふその点においては大きな効果をもたらすものであります。

一方、言つてみれば、政治改革への一步前進であるというふうに考えている次第であります。

○谷口(和)委員 政治資金団体に係る寄附について原則として今回銀行振り込み等によるものとなり、政治資金の授受の透明度を向上させることになつておりますけれども、政党を含むすべての政治団体に係る寄附について銀行振り込み等にすべきだという声もござります。

規制の対象を政治資金団体のみに限定した理由をお伺いしたいと思います。

○佐藤(茂)議員 谷口委員にお答えをいたしま

す。

先ほど、銀行振り込みについて、政治資金に係る団体にのみ限定をしたということについてのお話でございますが、今回の法改正においてこの部分を改正させていただいた趣旨は、まず、現行の政治資金規正法におきまして、すべての政治団体に対して収支報告書の提出を義務づけておりまして、その実効性をまた刑事罰によつて担保しております。例えば、虚偽記入であるとか、さらには不記載というのは、五年以下の禁錮または百万円以下の罰金という、政治資金規正法の中でも非常に厳しい罰則が科せられておりまして、そういうことによって担保はされておりまして、現行の政治資金規正法でも政治資金の透明性は十分に私は確保されているというういう前提に立つた上で、しかしながら、ただ、政治団体の中では政治資

金団体というのを、政党のための資金上の援助をする目的を有する団体でございまして、政治活動の中心である政党を資金面で支える重要な役割を果たす存在であることから、非常に国民の関心もこの部分については高いこともございまして、政治資金団体にかかる寄附についてはとりわけその透明性が確保されるべきである、そういう考え方から私どもは、今回この改正案において、政治資金団体にかかる寄附についてのみ、その透明度を一層高めるために銀行等への振り込みを義務づけることとさせていただいたわけでございま

す。

○谷口(和)委員 次に、いわゆる迂回献金についてお聞きをしたいと思います。

今回の改正案で迂回献金の制限も検討されたと聞いておりますけれども、本改正案に盛り込まれなかつた理由は何でしょうか。

○高木(陽)議員 今回の政治資金規正法改正案の与党案と民主党案の特に大きな違いは、この迂回献金の取り扱いだとと思うんですね。

その中で、私ども与党としても、この迂回献金の問題についてはどのように扱うかとずっと議論を重ねてまいりました。特に、罰則を伴う禁止規定を立法することが可能か否か、こういった点でござりますけれども、関係者から随時意見をいろいろと聞いてまいりましたところ、まず議論の中

で問題とされたのは、迂回献金の定義ですね。憲法は、罰則をもつてある行為を禁止するには、構成要件が明確で、禁止される行為とされない行為の区別を明確にすることを求めておりますけれども、その迂回献金を定義することは非常に困難である、具体的にこれが迂回献金であるというふうに定義していくというのがかなり困難であるということが、意見として大勢を占めました。

次に、罰則の実効性、これも議論の中で問題とされたところでございますけれども、仮に条件つきの寄附を禁止したとしても、一体、条件つきといふことをどのように立証するか、また、立証で立証は極めて困難ではないか、このような意見が大勢を占めてまいりました。

そこで、犯罪の事実の証明が困難なために事實上立件できないというような法律の規定をつくつてみましても、不必要に国民の権利、自由を制約するだけであって適当ではない、また、そういう結論の上、十分な議論の結果、本改正案においてはこの迂回献金についてあえて規定を設けることはしなかつた、こういう結論に達しました。

○谷口(和)委員 先ほどの迂回献金の話を続けますけれども、迂回献金を禁止している民主党衆院を拝見しましたが、これは、政党及び政治資金団体を通じた条件つき寄附を禁止しているにすぎないというふうに思います。つまり、実際には、明確な契約という形とらずに、その趣旨が判然しないまま献金が行われるという場合が多いと思われます。これは非常に認定が困難であり、事実上立件できないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○笹木議員 お答えします。

先ほどから、谷口議員、まだ新鮮な気持ちでやつていただきたいという質問をされて、一般の感覚にお非常に近い質問をされて、立派な立件で聞いておりました。

ぜひ最初にお話したいのは、立証が難しいとか盛んに皆さんおっしゃいますが、立証が難し

いのはこの法規に限つてのことじゃないと思います。ほかの法規においても判例で裁判所が認定している例はたくさんあるわけですし、何よりも、その辺を明確にすることを求めておりますけれども、

橋本派のある議員にこの献金を渡してくれ、そう言つて日歯連がお金を国民政治協会に渡した。そうしたら、結果的に日歯連の支出先是国民政治協会だけであつて、その議員の政治団体にはその支出のこと書いていない、その支出は書いてない。あるいは、橋本派のある議員に対して数千万

というお金を渡した、後日、国民政治協会からその領収書が届いた。これは、恐らく谷口議員もテレビ、新聞でよくお聞きになつて、見ていることだと思うんですね。こういうことを踏まえて、完全にまだ立証できていないから、だから新しい法律で規制するのはおかしいんだという議論が一般の社会の人々に対して成り立つのかどうか。

ですから、判例等でこれから明らかにしていくことは多々あると思いますが、この法規だけが構成要件として明確さを欠いているとはとても思えません。何よりも、この法律を、厳しい罰則もある、国民に監視されている、そして罰則もあるということで、迂回献金に対する抑制効果がある、この点を非常に重視して我々立法をしたわけです。

先ほどから、政治活動の、政治団体の活動の自由とかいろいろなお言葉がありますが、まさか、政治団体がマネーロンダリングするその自由をこなからも認めてくれということはだれもおっしゃらないはずでして、ぜひこの案に賛成をしていただきたいたいと思います。

私が議員になつた一昨年以降、日歯連から自民党旧橋本派、平成研究会ですか、一億円のやみ献金疑惑、やみ献金問題、自民党的政治資金団体である国民政治協会を経由させて業界団体から議員に対してもお金渡すという迂回献金の問題、ま

金にかかるよう、領収書等につきましては、全くないということをここで答弁をさせていただきます。今後、このような問題をしてまた事件が起ころうないう、一刻も早く政治資金規正法改正案を成立させ、国民の政治に対する信頼を取り戻してまいりたいとの決意を込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○遠藤委員長 次に、三日月大造君。

○三日月委員 民主党的三日月大造です。

私も、与党及び民主党から提出をされました政

治資金規正法等を改正する法律案について質問をしたいと思います。

しかし、きょうは同年代の議員の皆様方からも質問されておりますけれども、本音でどうか議論しましよう。きれいごとでどうか議論しようぢやありませんか。これだけいろいろな問題が起つて、よくきれいごとだけでは政治はできないんだといふやうなことを先輩諸氏の皆様方はおつしやいますけれども、しかし、どんどんやはりきりません。何よりも、この法律を、厳しい罰則もしっかりとつけた法律をつくることで抑制効果がある、国民に監視されている、そして罰則もある

ことだと思いませんか。これだけいろいろな問題が起つて、よくきれいごとだけでは政治はできないんだといふやうなことを先輩諸氏の皆様方はおつしやいますけれども、しかし、どんどんやはりきりません。何よりも、この法律を、厳しい罰則もしっかりとつけた法律をつくることで抑制効果がある、国民に監視されている、そして罰則もある

た、先般、正式に明らかになりましたけれども、自民党旧橋本派の、十五億円も使途不明のお金があつたというこの問題、これは本当に問題だと思います。国民の多く、私たちもそうですけれども、国民の皆様方の思いは、やはり政策というのではなく、金で買われていたんだ、政治というのはお金で動かされていましたんだということをお感じになられ、ますます、ああ、やはり政治はだめだ、汚いこと、政治に対する信頼が大きく失墜してきてしまつていると思うんです。

また、政治は特別だからとか、政治活動の自由だとかというべールに包まれて、そのことに對してきちんと調べようとされていません現状は、私は改めていかないといふんです。

その点で、まず冒頭お伺いをしたいと思うんですけども、私たち民主党がかねてから求めています。しかし、今回、法改正それぞれ提出していませんけれども、対策をとるんだたら、まずどこに問題があつて、だれがどのような形でかかわって何が悪かったのかということについて、まずは真相解明した上でその対策を講じていくというのが、これまで別に政治の場でなくとも、一般広く世の中の日常活動においてもそうだと思うんです。

我々は、昨年の秋以降、臨時国会以降、国会における真相究明のため、橋本元総理を初めとする関係者の皆様方の証人喚問を一貫して求めてきました。しかしながら、自民、公明連立与党の無視や抵抗によつてこの我々の要求が実現していないこの状況に対して、まず、与党提出者の見解、認識を問い合わせたいと思います。

○佐田議員 先生の言われる、要するにつまびらかにしていかなくちやいけない、委員会をどこでやるかとかどういう場でやるかというのは、こればかりして、この国会でも明らかにしていかなくちやいけないと、ということをありますけれども、まず第一点として、刑事裁判が進んでいるということともあります。その中でこれから結論も出していく必要があります。その中でこれから結論も出していく必要があります。我々としてはそれを見守つてきたい、こういうように思つています。

また、どういう点をこの法案によって今までの疑惑を担保していくのか。それはやはり、今も言われたように、政治資金団体を通して指定をして迂回をしたということはあったんじゃないかといふ今お話をありましたでしょう。ですから、我々としては、政治活動の自由ということがありま

す、その中心は政治資金団体ですか、各党にあります政治資金団体、これは自民党にも民主党にもあるわけでありまして、この出し入れ、これが非常に重要なことであります。そのところを特に国民に疑惑を抱かれないようにしっかりとガラス張りにしていく、そういう意味におきましては、この法律は非常に私はそういう疑惑に対しうつかりと担保してある、こういうように思つております。

○三日月委員 今ので委員の皆さん納得されましたか。というか、対策をとつて透明、つまりかにしていくというのは当然のことであつて、ではこれまで起こってきた問題の根源がどこにあつたかということもまずつまびらかにしないといけないんです。その上で対策をとるというのが、世の中普通の常識のやり方なんですよ。司法の場でそのことがやられているから国会ではやらないんですか。党の調査でやつたからそれでいいんですか。党の内規で定めたからそれで対策がとられたんですね。こんなことで国民も有権者も納得できないですよ。

○佐田議員 ですから、司法の場で今議論をし、

これは当然刑事罰もありますから、そういう意味におきましてはそれを見守るべきだと思います。

それ以上に国会でやるべきだということになれば、それはそれで皆さん方と、いろいろな場がありますから議論をしていただき、こういうことでありますとして、今回の法案におきまして、そういう意味におきましてはまさに透明度を増す、こういふことでこれをつくさせていただきましたので、私は、非常に今言わされたような疑惑に対してもしっかりと証明ができるような担保がなされてい

る、こういうように思つております。

○三日月委員 お立場上そう答えられないといけ

るのはよくわかるんですけど、しかし、胸に手を

当てていただいて、やはりそうだよな、これだけ

いろいろな問題があつて、また新たに十五億円も

何か使い道のわからないお金が出てきて、そのこ

とに対する対策を国会でやろうとしているのに、

そもそもそれがどうかかわって、どこが問題だつ

たかということを明らかにせぬまま法改正だけで済むわけないよなというふうにお感じになられて

いると思うんですよ。冒頭申し上げましたけれども、私は、本音で、きれいごとで議論しましよう

と。そうしないと、物事、問題の根本対策はとら

れないと思うんです。

例えば、昨年十一月三十日に行われました政治倫理審査会、私も委員として同席いたしました。橋本元総理、一国の総理大臣までお務めになつた方が、渡した方が私に渡したと言つて、私がもらつた人がもらつたと言つて、この客観的事実からして、一億円の小切手を受け取つたことは事実なんだろうと思うと。一億円ですよ、一億円の小切手をもらつたことが、事実なんだろう

と思つなんということが許されるんですか。

また、先般、今週の十一日に行われた東京地裁での村岡元官房長官の公判で出廷された橋本元総理は、記憶がないということを連発されて、あいまいな発言に終始されているんですね。これで本当にいいのかと。

私は、委員長、これはこの倫選特としてのこの問題、まずは、証人喚問も含めて真相究明からまず入るべきだということに対する倫選特としての見解を私は委員長に求めたいと思います。

○佐田議員 三日月委員の言われていること、よくわかつております。ですから、国会の場には政治倫理審査会という場もあります。そこでまず議論をして、その中で、これは原則は非公開ですけれども、多分公開されたと思います。(三日月委員

も皆さん方とられたと思いますので、それは、公開するかしないかはその理事会で決ることありますから、ただそれは、要するに、国会議員の

弁明の場であるし、事實をつまびらかにする場でもあるわけあります。それがないということではなくて、政治倫理審査会もあります。それはぜひ御理解いただきたい。

また、もう一点三日月委員に申し上げたいのは、

は、巡回金の問題です。確かに、政治資金団体の中で、日歯の問題のときいろいろな名前が出ました。それは一つ一つ調べております。先ほども申し上げましたように、領収書の問題はありますん、はつきり申し上げまして。

それと、もう一点私が申し上げたいのは、例え

ばいろいろな事例があるということであるなら

ば、私は一つ一つ、まずい点があるならば調べ

ていくということは確かに当然のことだと思いま

す。それは、いろいろな議論をする場というものが国会の中にもありますから、例えば政治倫理審査会であるならば、理事会の中で議論をし、非公開であつても公開すべきものは公開する。公開した政治倫理審査会もあります。私も、政治倫理審査会の筆頭理事で公開したことにはあります。

そういう場もあるということであります。

私は、迂回献金の関係でいうならば、例えば、先般問題になりました山梨県の教職員組合、この問題

だつてそういうことなんですよ。(三日月委員「聞いていない」と呼ぶ)だから、巡回献金全体の問題を言っているんです。そういう中において、私は、これは政府の見解もぜひこの場でただしこられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことについてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつたはずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れるのが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

るのが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あつた

はずの繰越金が翌年には二億九千七百二十万円しかなかつたと。十五億円はどこへ行つたんだですか、これは。この問題については以前から指摘もされ、永田議員やそして辻惠前議員の、虚偽記載に対する刑事告発もこれは行つてゐるはずで

なぜかというと、公開というのは、テレビを入れ

のが公開じゃないんですよ。マスコミが入つた

さい。

政治倫理審査会は私も出席していましたけれども、公開ではありませんでした。これだけ大事な問題に対して、公開ではなくああいう場を持つと

いうこと、このことが、問題ないんだつたらやれ

ばいいじゃないですか、ちゃんとすべてマスコミも入れてフルオープンで。それができないまま、何でそれで、ちゃんと弁明もやつて調べたとおつ

しゃるのか。その認識からして私は、今回出して

こられたこの法律案についても、お手盛りと言つたら言葉は適切かどうかわからないですけれども、非常にみずからに甘い法案になつてゐると言

わざるを得ないと思います。

特に、後ほど民主党の提案者にも今のことにつ

いてもあわせて御答弁をいただきたいと思うんですけれども、先般、九月三十日ですか、二〇〇四年の政治資金収支報告書を提出されて、旧橋本

派、平成研究会、十八億五千三百四十八万あ

になつてございます。

これは前回の委員会でも御議論いただきましたが、検査とかあるいは帳簿の押収とか、そういう実質審査といいますか、実質調査に及ぶといった権限は与えられていないその中で、御指摘の平成研究会につきましては、東京都選管を経由いたしました。私どもの方に、四月上旬、報告書が参つております。御指摘があつた平成十五年分の翌年への繰越額と平成十六年分の前年からの繰越額、これとが合意いたしておりませんので、再三にわたりまして説明を求め、また確認作業を続けてまいりまして、七月の二十八日だつたと記憶しておりますけれども、平成研究会から、関係書類が押収されていることに加え、前会計責任者による引き継ぎが不十分であつたため乖離が生じているといつた、宣誓書に別紙という形でそういったことが報告をされまして、あわせて一部の訂正と

私どもといたしましては、この政治資金規正法の趣旨というのは、今私どもに与えられております形式審査を尽くして、そこで判明した範囲で収支報告と監視のものと置くということが私どもの使命、責務と心得ておりますので、その件につきましては、私どもといたしましては、形式審査を尽くしてそして公表を行つたと、そういうふうに心得ております。

○三日月委員 昨夜も総務省の担当者の方とこの問題を随分議論したんですけど、これちょっと待つてくださいよ。逮捕されて関係資料が押収されているからわかりません、担当者の引き継ぎが不十分だから間違つてしまつた過去にさかのばることもままなりません、今後も新たな事実が判明した場合には、もう判明しているにもかかわらず、判明した場合には報告を修正します、ふざけるな、何でこんなことが許されるんですか。こんな前例を許しちゃダメですよ。十五億円ですよ。別に金額の多寡にかかわらず、何で政治の場だけこういう粉飾決算が許されるんですか。

だから、捜査当局である警察庁と検察当局の法務省にお伺いしますけれども、これは明らかに政治資金規正法第二十五条の虚偽記入に当たるものと考りますが、認識いかがでしょうか。

○鶴田政府参考人 一般論で申し上げますと、まさに具体的な検査にかかるとお尋ねでございます。この問題につきましては、私どもとしては、従前來、答弁を差し控えさせていただいております。

ただ、具体的に御指摘の事実につきましては、これはどうかということありますと、これにつきましては、まさに具体的な事実に基づいて、それではめながらどう判断するかという問題であります。これにつきましても答弁を差し控えさせたいと思います。

ただ、警察といたしましては、刑事案件として取り上げるべきことがございましたら、これは厳正に対処してまいる所存でございます。

○三浦政府参考人 お尋ねは個別具体的な事件の

捜査機関の活動内容にかかる事柄でございますので、お答えいたしかねることを御理解いただけ正に對処してまいります。

○三日月委員 いや、こんなのでいいんですか。

○三浦政府参考人 ○三年、○四年で十五億円もう既に金額が違うということがわかつているんですよ。どつちかが虚偽なんですよ。そうしたら、これはもう二十五条に既に定めている規則に従つて罰則を与える、もしくは刑事事件としてきちんと検査をするということがあつてしかるべきだと思つんです。

国会は、証人喚問、与党もやらない、定められ

その観点で、こうした目的、基本理念を具現化するためにも、また、残念ながら明らかになります。これが、「その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね」るんで、国民に。

その観点で、こうした目的、基本理念を具現化するためにも、また、残念ながら明らかになります。これが、「その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね」るんで、国民に。

○三日月委員 いや、こんなのでいいんですか。

○三浦政府参考人 お尋ねは個別具体的な事件の

捜査機関の活動内容にかかる事柄でございますので、お答えいたしかねることを御理解いただけます。これにつきましても答弁を差し控えさせたいと思います。

ただ、警察といたしましては、刑事案件として取り上げるべきことがございましたら、これは厳正に対処してまいります。

○三日月委員 いや、こんなのでいいんですか。

○三浦政府参考人 お尋ねは個別具体的な事件の

○三日月委員 いや、済みませんで済まない

と呼ぶ) 済みません、失礼しました。先ほど答えたものですから、ちょっと申しわけありません。

透明度の問題につきましては、なぜ、他の

政治団体とその他の政治団体間でも振り込み等で透明化にしないかという御質問でありますけれども、それも、先ほど公明党さんの方からお話をされましたように、要するに、政治資金収支報告書できちっとこれは記載を義務づけられておりまして、これは刑事罰で担保されておる、こういうこともあります。また、それ以上のことをやるかどうかということを我々は判断をしていると。

また、我が党におきましては、先ほども申し上げましたように、他の政治団体間の寄附につきましても、すべて内規においては振り込み、こ

ういうことになつておりますし、残高証明書におきましては、残高証明書も提出をし、そして監査

も行う、こういうふうになつてているというところ

であります。

つまり、こういうふうになつてているというところであります。

○三日月委員 まあ私の方では、先ほどから質問があつた最初の基本認識についてお答えしますが、政倫審が公開されているとかされていないとかい

るいろいろなお話があつたり、司法の判断を待つとか

が一番のポイントだと思います。

先ほどこの質疑の中に、いや、迂回献金の問題

は民主党もあるんじやないか、何のことかはわか

りませんが、そういうお話をありました。ですか

ら、決して自民党だけの問題じやない、公明党だ

けの問題じやない、民主党も、こうした厳しい法

律を出せば同じように規制を受ける、むしろ自分

のことも踏まえて、含めて国会で自浄能力を示そ

う、そういうことです。

どこかの総理大臣が、改革をとめるな、改革は

スピードが大事と言つておられるようですが、こ

の政治と金の問題について、ぜひ、改革をとめる

な、速いスピードでこれは党派を超えて取り組ん

も、確実に会計責任者も一緒にですから、そういう意味におきましては、これもしっかりと議論をしていただかなくてはいけませんし、それはすべてつまびらかにして国民に判断していただく、こういうことになります。

○永田議員 言うに事欠いて何をおっしゃるのかと思えば、与党案が出てくるのが時期的に遅かったから、内容がだらだらだと指摘をされたと今はおっしゃいましたが、私、そんなことを一言も言つていなんですね。中身が不十分だと言つているんです。改革に対する意欲が足りないと申し上げているんです。

加えて、昨年の臨時国会では私は倫選特の理事もやられていただきましたが、スピード感については与党は全然危機感を持つていなかつたと私は思つてます。

そして、やはりこの迂回献金の問題についても、まだまだ、多分きょう採決するんでしょうけれども、今後も統けていきたいと言つてゐる話でですよ。もう改革をとめるなどやなくて、迂回献金をとめるなです。

○遠藤委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介です。質問の機会をいただき、感謝をいたします。

私の座右の銘は信なんくば立たずという言葉なんですが、論語の言葉で、諸先生方御存じのとおり、為政者や国が信用を失つたらその国は成り立たないという言葉でござります。くしくも、自由民主党総裁であられる小泉純一郎さんもこの言葉をよく使われるということでありますけれども、私がこの言葉を最初に聞いたのは、きっかけをついていたいたいのは三木武夫元首相でございました。三木武夫首相を超えて、やはり信なんくば立たずという言葉は政治家として大事な言葉だと私は思つておりますし、この信なんくば立たずの話は、まさに、政治とお金 政治資金規

正法改正の話であろうかと思つています。

政治が信用を失つてしまふということは、國念なことに、これまでの質疑を聞いております

ある、その問題意識を与野党超えて共通にしながらこの質疑を進めてまいりたいと思ひますが、残念なことに、これまでの質疑を聞いておりますと、どうも与党の先生方から、本当にこの問題を

問題に思ひざるを得ません。佐田玄一郎先生を初めとする与党の先生方、大変個人的にもお人柄も御見識もありになる方だと思いますが、ちょっとと御経歴を調べますと、法案提出者の四名の方のうち、旧橋本派に所属される方が佐田先生を初め三名いらっしゃる。そして、質疑に……(発言する者あり)いらっしゃいませんか。失礼いたしました。二名でございますか。この古い資料が間違つていたのかもしれません。失礼をいたしました。

質問者も橋本派の先生であります。

本来、旧橋本派に端を発したこの問題、法案提出者も、まさにみずから問題として襟を正して本格的にみずから問う、自分のこととして考える

という姿勢ならいざ知らず、他党の話に質問ののりを超えて発言をされる御答弁のしよう、そして、まあ、与党の議員の先生の質問については、

それは質問権ですから私は言及をいたしませんが、印象としては、今回のこの質疑、どうも身内に甘い、やはり自民党は変わらないのかなという

疑惑を生んでいる現状で、これが把握が難しいから規制できないというの、これは理由になら

なつてないということをこれから質疑で明らかにしていきたいと思います。

疑惑を生んでいる現状で、これが把握が難しいから規制できないというの、これは理由になら

ないですね。少なくとも政府・自民党は、これ

まで無理だと言われた郵政改革を、奇跡を起こして今まで大言壯語して実行に移したんじゃない

ですか。その政党が、この問題について難しいからでないと言うのは、同じ与党の、同じ政党の議員の発言とはとても思えないわけであります。

やればできるとおっしゃつたのは自民党の総裁でありますから、やればできるんです。まさに迂回献金をとめずに、疑惑をとめずにこの問題を取り組むべきだと思うわけであります。そこ

で、民主党の提案者に伺います。

政府案には、今回のこの規正法改正の問題になりました根源であります迂回献金、やみ献金の温床と言われる迂回献金が抜け落ちておりますが、その理由は、御答弁もされていましたように、定義が難しい、立証が難しい、運用上把握するのが難しいといった御説明でよろしいのでしょうか。簡潔

にお答えください。

(委員長退席、西田委員長代理着席)

○佐田議員 委員が言われたように簡潔に申し上げますけれども、先ほどから申し上げましたように、迂回献金の定義というのは非常に複雑であります。

ただ、申し上げたいのは、法的な問題以外に、透明度を増すことによって国民の批判を受ける、こういうことが私は大事であろうと、こういうふうに思つています。

○近藤(洋)委員 まさに佐田議員御答弁のとおり、透明度を増したいということを再三おつ

しゃつてますが、与党案は透明度を増すようになつてないということをこれから質疑で明らかにしていきたいと思います。

疑惑を生んでいる現状で、これが把握が難しいから規制できないというの、これは理由になら

ないですね。少なくとも政府・自民党は、これ

まで無理だと言われた郵政改革を、奇跡を起こして今まで大言壯語して実行に移したんじゃない

ですか。その政党が、この問題について難しいからでないと言うのは、同じ与党の、同じ政党の議員の発言とはとても思えないわけであります。

やればできるとおっしゃつたのは自民党の総裁でありますから、やればできるんです。まさに迂回献金をとめずに、疑惑をとめずにこの問題を取り組むべきだと思うわけ

であります。

その意味で、改めて与党の提案者の方にその意

識を伺いたいと思うんですが、先ほど来、同僚の三日月議員も指摘をしておりましたが、私も伺いたいんです。

例の、今回の日本歯科医師連盟の事件の公判で橋本龍太郎元首相が、一億円という大金の現金の授受について、記憶がないが事実だらうという趣旨の発言を、これはこつけいな発言を繰り返しされてます。一億円の巨額なお金に対してこういふ発言をされること自体、少なくとも私の地元の山形県人では考えられない、常識では考えられない。この証言に示された金錢感覚、元総裁の金錢感覚というのは自民党の議員の方の常識なんでしょうか。お答えください。

○佐田議員 どういう意味で質問されているのかちょっとと判然としないんですけれども、我々としてはあくまでも、要するに、橋本元総理のお気持

るのは、日歯連から橋本派に対しても金を実際に渡しているのに、国民政治協会から領収書が出されているというケースがあります。これは、簡単に言えば、国民政治協会を経由して橋本派に対しても金が渡ったというのと同値なんですね。つまり、領収書が国民政治協会から出てお金を橋本派に渡つてあるんだつたら、これは明確に迂回献金なんですよ。これはもう外見的に説明できちゃうんです。

こういうことを考えれば、私は、難しけれども立件できる可能性はある、立証できる可能性はあると思っています。

○近藤(洋)委員 まさにこれだけ多くの国民の方が疑問に感じている、そして国家存亡にかかる大事なことでござりますから、実現可能性に向けてその可能性を探るという立法はまさに正しいことを思うわけであります。やはり、立法者の意思、これは議員立法でございますから、その立法者の意思、現状認識というの、法案を審議する上で全くことのできない大事な問題だと思うわけであります。

○近藤(洋)委員 まさにこれだけ多くの国民の方が疑問に感じている、そして国家存亡にかかる大事なことでござりますから、実現可能性に向けてその可能性を探るという立法はまさに正しいことを思うわけであります。やはり、立法者の意

思、これは議員立法でございますから、その立法者の意思、現状認識というの、法案を審議する上で全くことのできない大事な問題だと思うわけ

ちというのは私にはわかりません、はつきり申し上げまして。ただ、我々は、今回のこの法律につきましては、いずれにいたしましても透明度を増すことによつて国民の批判を受けよう、こういうことがあります。この迂回献金が、例えば立件が難しい、難しくない、だからやらないとかそういうことではありません、はつきり申し上げまして。つまり、そういう中におきまして、我々だけ、過剰に政治活動を抑制する前に国会議員として襟を正していく、こういうことが私は非常に重要なことだと思つています。

我が党におきましては、例えば、繰り返しになりますけれども、政治資金団体における出入りはすべて透明にする、また、その他の団体については上限を設ける。普通でしたら、企業からの献金が一億円までということになつていて、そういうことにおける整合性というものもこれからじっくりと検証していくかなくちゃいけませんけれども、大事なことというのは、国民にとってわかりづらいような政治資金の操作をしてはいけないということだと私は思つております。ですから、その中でお金の動きがしっかりとわかるようにしていく、こういうことが私は大事だと思っています。

○近藤(洋)委員 先輩議員に対して大変失礼かもしれませんのが、私は、この金銭感覚が常識か常識でないかということの質問をしたわけでありまして、今の答弁は非常にわかりにくい、国民に対してわかりにくくいい答弁だと思うわけであります。やはり異常な金銭感覚と受けとめられているわけですよ。そしてわかりにくくいんです、こういうことがまかり通つていることが。今、るる説明されました。基本的な思いは一緒ですけれども、だけれども、非常にわかりにくいんですよ。

そこで改めて伺いますが、そのわかりやすくて具体的な手段として、まさにこの透明性を確保する。元総理大臣、そして自民党の総裁だった、最大派閥の長だった、その方のこの発言を、襟を正すとおっしゃったんですから、襟を正すという

意味で、一番透明性を高くする上で一つ大事なことは、政治団体間の寄附について銀行振り込みの義務化というのは、これは僕は最低限必要な改正だと思うんですね。これは与党の改正案は抜けて落ちているわけであります。団体間、政党的資金についてもこうだけれども、それ以外は自由を規制する。自由を規制すると言っているわけではないんです。透明にすることと自由を規制することは全く相反しない。堂々とおてんとうさまでの下で恥ずかしくないことを明らかにすることだけなわけであります。これをざる法にしている理由はなぜなのか、簡潔にお答えください。もう一度お答えください、何でこれを規定しないんですか。

○佐田議員 これは、先ほども答弁がありましたように、我々としては、政治資金団体の出入りを透明にすることによってこれを担保していると同時に、やはり我が党としても、政治団体間のこの寄附につきましてもすべて銀行振り込み、そしてまた、年末には残高証明、そして監査も行つていく、そういうことにやつております。それに、政治資金収支報告書によつて報告して、これは記載を間違えれば刑事罰でありますから、そういうところで担保されておりまして、それ以上の過剰なことをやる必要はないのではないかと、こういふふうに思つております。

○近藤(洋)委員 その収支報告書、平成研の報告書に十五億円の穴があいているというのが明らかになつてゐるわけで、それを信じろということがどうだい無理な話なわけであります。民主党案におきましては、この件について罰則もつけて厳しい措置とした理由を御説明ください。

○笛木議員 先ほど、迂回献金、この法律よりも透明度を高めることが大事なんだと与党の委員から答弁がありました。政治団体間の寄附であつても、これは百万円を超えるものについてですか、今質問にもありました。政治団体間の寄附であつても、これは法案に盛り込んでいるわけですが、それは銀

行振り込みにする、これにどうして賛成ができないのか。透明度を高めるためにどうしても必要だと思うわけですね。お祝いとかあるいは陣中見舞いで現金で持ってきてくれる方がいるとか、それは百万を超える部分なんですから、何の問題もないと思うわけです。こうした立法にぜひ賛成をいただきたいと思っているわけです。

透明度を高める、そのためにやつております。

○近藤(洋)委員 まさに、ここに残念ながら金銭感覚のずれが出ているんですよね。百万円以上のものを透明度を高めるということに対し、自由を規制するとおっしゃるということ、これは、百円というのが、我々は大きなお金だと思つているわけですけれども、与党の方は大きなお金と思つていません。こういった問題も明らかになるとと思うのですが、改めて別の点を伺いたいと思います。

同僚の三日月議員も指摘したとおり、いわゆる旧橋本派が、平成研が粉飾決算を続けてきたことがこれは明らかになつたわけであります。検事、警察当局もしっかりとその職務を果たしていただきたいと私も重ねて思うわけですが、これは上場企業で同じことが起きたらどういうことかと考えますと、上場廃止なんですよね。カネボウしかしり、西武鉄道しかりであります。上場即廃止なんですよ。そして、経営者は責任をとらされるんです。これが世の中の常識であります。政治だけがこうした常識から免れている、するをしていると国民党は思つているという現実をしつかり全議員が認識すべきだと思うわけです。

かつ、政治団体は世の中に種々ありますが、国會議員で構成されている、例えば自民党で言うところの派閥であるとか、国会議員の政治資金管理団体等とか、国会議員がかかる政治団体は、ある意味では公の度合いは極めて高い。例えはどうかは別にして、やはり上場銘柄なわけです。上場銘柄である以上、厳しい規律が求められるというのはこれは当然であります。これは与党の提案者も、可能な制度、透明な制度をつくりたいと

おつしやっているわけです。
そこで改めて伺うわけですが、こういう
た透明な制度をつくりたいということをおつしや
りながら、外部監査も認めていない、外部監査を
法律で規定することすら逃げるということは、こ
れは、自民党という政党が内部監査をしていくと
いうのは理由にならないんですよ。被疑者が自分
で見直していくと言うのをだれが信用します
か。カネボウの内部が粉飾決算を指摘されて、内
部でチェックしていくと言うのをだれが信用い
たしますか。
世の中の常識と違う、自民党の中で内規で規定
しているというのは全く規制にならないということ
を踏まえた上でぜひお答えいただきたいんです
が、なぜ、この外部監査を導入する、義務化する
ということすら認めないのか、ぜひ、これも簡潔
にお答えいただきたい。
○渡辺(博)議員 政治資金の透明性というのは、
まさに求められていること、今、近藤委員が言わ
れたとおりであります。
外部監査については、実は政治というものは、
すべて何でもあからさまにしてはいけない部分と
いうのはやはりあると思うんですね。(発言する
者あり)いやそれは、例えばこういうことです。
寄附を行った者の個人のプライバシーとかこう
いったものもあります。それから、政治団体や資
金管理団体、政治活動に第三者が不当に介入する
おそれがある。そういう部分がどうしてもある
わけです。したがって、こういった外部監査が導
入されますとそういう不安があるわけですね。
おそれがあるわけです。したがって、我々、この
外部監査については義務づけをしなかつたという
ことがあります。
○近藤(洋)委員 答弁が食い違っているんじやな
いですか、与党の中で。先ほど、できる限り透明
になると佐田委員がおつしやつて、こちらは、明
らかに全部知悉するとまづいところもあるとおつ
しやる。与党の提案者で答弁と同じことで食い
違っているのは、これは法案提出として問題じや

ないですか。大変問題だと思ふんですね。もう時間もあれですから結構です。

民主党の提案者に伺います。——ではどうぞ。

(渡辺博)議員 実は自由民主党の中の党内としての義務づけはきちんとやつておるんです。いわゆる法律で義務づける部分といわゆる任意的に

う部分というのは、これは差があるんですね。自然のことながら。したがつて、私どもは自由民主党の中ですっかりと監査をしている、これはもう一つの事実であります。

一つの事実であります。(近藤洋)委員 ですから、先ほども、繰り返し

中信用しないというのが社会の常識である。それを踏まえた上で、これは被疑者ですよ。

国民の目線から立てば。怪しいと疑われていても、「こ
ろがみずから調べてそれを信じろと言つてもだ

から、できる限り透明にするということは、なぜこの簡単なことが法文に盛り込められないのかと

いうことに対する質問でした。そこで民主党の提案者、民主党案では、外部監査に加えて、まさに国民全員が見られるようこ

インターネットでも收支報告書が見られるという形にしております。こういった趣旨、公開性の原

○笛木議員 先ほどの答弁にも関してですが、政
策を貰いたい意義そして考え方について御説明いた
たきたいと思います。

「併活動の自由が侵されるという話がありました。これは本当におかしいので、外部監査をしまして、会計士による守秘義務があります。ですから、

それで漏れることはなし、もともと政治資金の収支報告書は外に出すものですから、これは何に

も変わらないわけですね。ですから、このこと
は、インターネットでの公開、さらに外部監査、
こうしたことできつちりとお互いに透明度を増し
く、それで国民からのチェックを受けよう、そ
ういう趣旨です。

○近藤(洋)委員 国民からのチェックを受ける、これは大事なことなわけあります。そして、その国民のチェックの場というのは、やはり国会なんですね。国会で、同僚議員が重ねて主張しているように、やはりこれは、少なくとも証人喚問というものは最低限必要であります。何もこれは橋本派たたきをしているわけじゃありません。橋本派の先生方も立派な先生方はいっぱいいらっしゃいますし、日本の政治史において大変な役割を果たしてきたことも十分認識しております。これは橋本派だけの問題じゃありません。山崎拓議員についても、東京第一検察審査会が起訴相当であるということを七月に議決しているわけでございましたし、橋本派に限らず、関係各議員すべてで証人喚問すべきではないかということを最後に強く御指摘をして、時間が参りましたので質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

○西田委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

そもそも今回の政治資金規正法改正問題というのは、日歯連事件、今までも議論がありましたがよう、これをきっかけにして始まったものであります。日歯連で問われたのは、一つは旧橋本派への一億円やみ献金、二つは国政協を経由した迂回献金の問題でござります。

我々は、これらの問題の真相解明のため、橋本元総理を初めとする関係者の証人喚問を求めてまいりました。その上に立つて再発防止策を検討すべきであると主張してきたわけであります。ところが与党は、証人喚問を拒否して真相解明にふたをし、政治団体間の寄附に上限を加えるだけの法改正で幕引きを図ろうとしているわけであります。

そこで与党に伺いますが、上限を五千万としておりますけれども、公表された二〇〇四年の政治資金収支報告書でこの上限を超える政治団体間の

献金をしているもの、何件あるんでしょうか。
〔西田委員長代理退席、委員長着席〕

○早川議員 御質問の点でありますけれども、この報告書等のエッセイもございま

はその報告書等のデータを私どもしていく
おりませんので、お答えをいたしかねます。

とのくらいのところが引かかれるのかといふのは、調べるのは当たり前だと思うんですが、実も知らないで法案をつくったのか、極めて無責任だと」というふうに思います。結局これは、例えや

査室が資料を出してやつてあるわけですよ。これは二十一件になつてゐるんですよ。ですから、

ういうものも当然見なきやならぬわけで、全く心がない。

るわけですね。しかもそのやりとりというのだけれど、これはもう無数にあるわけです。これ全体がそ
だと言つていいぐらいですね。ですから、こう

うことを正確に調査もしないで法案を出す、局、与党の改正案というのは、日歯連事件の更防土の見直しならばかりか、実態に照り

防止の規制にからりが、実意に照らしも実効性がない。

「献金する側も受け取る側も、複数の政治団体つくつて、カネのやりとりをすれば、総額が大

を超えても違法にはならない。かえってカネの
これが見えにくくなり、改正どころか改悪だ。」
京新聞の社説でさえこのように言つてゐるわけ

そこで、日歯連問題でもう一つ問われたのは、
あります。

公益法人が人も組織も一体化した政治団体をつくる、日歯連をつくる、それを通じて巨額の献金をする、などといふことになります。与党案にはこ

を規制する手だては全く盛り込まれておりません。

か、わざわざ日歯連という政治団体をつくりた理由はでですかとこう聞いたわけです。これに対しても、日歯の会長は、それは政治献金をするためだと。余りにも率直な回答なのでびっくりしましたけれども、もともと、この日歯というのは公益法人であります。国から補助金などをもらっているので、政治資金規正法二十二条の三によって政治活動に関する寄附禁止団体になつていています。ところがその日歯が、組織的にも一体の政治団体、日歯連をつくって政治献金を行う、ここに問題の発端があつたわけです。

ことし二月八日の予算委員会で、私は麻生総務大臣に聞きました。麻生さんはこう言いました。「国から補助金等の交付を受ける会社その他の法人との政治資金のいわゆる授受、受け渡し」というものは、補助金の決定などをめぐり不明瞭な関係を生じさせる危険性があるということにかんがみます。このような会社その他の法人が行う政治活動の寄附については規制をしようとするとものであつたというのがこの法律が立法された趣旨、背景だ、このよう答弁をされているわけですね。

そこで与党にお聞きしますけれども、そもそも、公益事業にかかわる公益法人が人も事務所も一体の政治団体を設立して脱法的な政治献金を行ふ、これ自体私は許されないと想ひますけれども、与党提案者はそのような認識は全くないでしようか。

○早川議員 法の適用、解釈においてどういう行為が脱法的であるかどうかということは、それぞれ法の解釈に当たる機関が判定をされるわけであります。現実にそういう質問があつた場合にそれぞれの所管庁でお答えになるのが相当であります。提案者が今提案をしている内容には直接關係がないと思いますので、お答えは差し控えたいと思います。

○佐々木(憲)委員 全く現状の問題点の深刻な認識がないということを今の答弁は示していると思います。愕然といたしました。

民主党にお聞きしますけれども、民主党案の中

には、一〇〇一年五月に我が党を含む四党で共同提案をいたしました公共事業受注企業などの献金禁止が含まれております。その趣旨は、税金で仕事をする会社からの政治献金は禁止するのは当然であるというものでありまして、そういう点では私は、補助金を受けている公益法人と一体化した政治団体からの献金金というのも同じ性格を持つてゐるんじゃないかと思うわけです。当然、禁止の対象にしなければならないと考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

活動を行っているのか、どのような基準が実効性があるのかということについてはぜひ考えていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

○佐々木(憲)委員 三年前に四党で共同提案した政治資金規正法改正案の内容、ここには、公共事業受注企業などの献金を禁止すること、企業・団体献金を受けることができる政党支部を制限すること、機関紙誌への広告を規制すること、収支報告書のインターネット公開、こういうものが盛り込まれております。今回の民主党案にもそれが盛

○久保政府参考人 現行の政治資金規正法第十七条というのをごぞいまして、政治団体が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなった場合に当該政治団体は解散届を提出しなければならないということをごぞいますので、事実を前提として解散届が出されます。

ただ、御承知のように、私どもは形式審査を行なうということになつております。

○佐々木憲委員 それで、この解散届の受理の仕方についてであります、その団体が実際に解散しているかどうかを調査、確認して受理するのか、それとも、届け出があれば形式審査をして受

逆ではないんです。法律をつくらなければ政党的支部を解散できないかのような議論が行われておりますが、それは成り立たないんです。支部解散届の本部手続代行というの自民党的幹事長が言い出した問題でありますと、報道によると、自民党は反対派の党支部閉鎖を求めておりますが、政治資金規正法上は、支部長本人の署名がない限り支部の解散が認められないで、幹事長が法改正を指示した、このように言われております。これは、今のやりとりでも明らかかなうに、自民党的支部の解散がうまくいかないといふ党内問題を、あたかも何か法律に問題があるか

たた 現在 やはり法律上は別の組織になつておられます。つまり、公益法人と政治団体が別の組織になつておりますので、現状において、そこが事実上一体であるから、だから政治団体からの献金は禁止するんだというのは、ちょっと法律上無理があるかなというふうに感じておりました。

り込まれておりますので、私どもは基本的に賛成であります。

理するのか。これは今形式審査と言いましたけれども、もう一度確認しておきます。

のようになります。されば、これはすりかえるものであります。

○高木(陽)議員 今、佐々木委員の方からもお話をうけたところでは、後で提案をされる委員長提案になるものとをつくったと思いますが、この与党案というのとは、武部幹事長のこういう認識に基づく指示でござる。それを準備されたということなんでしょうか。

そこで、この問題を解決するためには、今は、政治団体からの献金を禁止するんじゃなくて、公益法人と一緒にになっている政治団体の活動はいかがなものかというところに焦点を当てて、そこをできるだけ切り離せるようにしていくのが今の現実的な解決方法ではないかと感じております。

○佐々木(憲)委員 前向きだが、しかし今度の法案では盛り込まれていないわけでありまして、私は、この一体かどうかという問題は、ある基準を設けまして、例えば、人員構成が三分の二以上同

部と支部、国民政治協会に対しての献金、これは一切規制がかからない、そういう問題点があります。それで、迂回献金に対する規制もない。したがつて、与党案には我々は賛成できないということをここで述べておきます。

私は、相次ぐ政治と金の問題に抜本的改革を行ったためには、この際、企業・団体献金の全面禁止、政党助成金の廃止、真剣にこういう問題も検討すべきだということを強く主張しておきたいと思ひます。

いて私どもに規定をしておるんですけども、形式審査をやつて受理をするということになろうかと思います。

がございましたけれども、これはあくまでも政治資金規正法の届け出の問題ということで、後ほど委員長提案でやろうということです。理事会等でもお話をずっと進めていくと思うんですけれども、そもそもこの問題、政党法という法律があれば、その政党の本部とまた支部の関係、またはその解散の問題等々はしっかりと規定されると思うんですね。しかしながら、政党法という法律は我が国にございませんので、あくまでも政党と支部または政治団体とその支部の関係というのは、政治資金規正法の届け出の問題ということで、後ほど委員長提案でやろうということです。

じメンバーで、あるいは役員が全く同一人物である、事務所が一体化している、こういう基準を設けて、事实上一体であるというならば、これは、公益法人とその政治団体というのは一体化しているわけだから、公益法人の献金禁止という規定に当たはまる、このぐらいのことをしてかり考えていく必要があるんじやないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、この後で提案される予定であります。が、委員長提案になつて、いる政治資金規正法案に関連をして、一言ただしておきたいと思いますが、総務省にお聞きをいたします。

現行法の解釈についてお聞きをしますけれども、政党的支部の解散についてでございます。解散の届け出を出すことをもつて解散とみなすのか、それとも、解散したという事実があつて、それに基づいて解散届を出す、つまり、解散した事が先にあつて、その事実に基づいて届けるといふものなのか、どちらでしようか。

○久保政府参考人 政治資金規正法第十七条は、解散をしたときに届け出る、こうされておりまして、私どもお聞き及びしておる限りにおいて、私どもの形式審査権、これも從来どおりと心得ております。

規正法上でその選管または総務省等に届ける、
ういう形となつております。

もう一つ大きな問題は、例えば法律が改正され
たとして、政黨の本部がこの解散の手続がとれる
といったましても、例えば、党内の問題、例えれば
自民党内または民主党内、公明党内、共産党内、
それぞれ党の規約または党則というのがあると思
うんですけれども、そこの問題でしつかりと解散
の手續等々が公然な形で認知をされていなければ、
これはこれまで、裁判等々でその解散が問題に
なると思います。

第二類第一二號

た。それから意図では、今回の法も正に当たる
て、これは事実民主党内でも、政党政部の解散に
あつて現在訴訟が行われている、これも承知して
おりますけれども、こういった問題で各政党の良
識に従いまして党則もしっかりと整えていただ
く、その上で手続として可能になる、こういった
考え方で今回与党内では議論を進めてまいりまし
た。

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

が当該支局の角番局(收支報告書を提出すること)になつております。そのため、支部が解散したにもかかわらず、これらの者が政治資金規正法上の解散届を提出しない場合は、届け出上は支部がなお存在しているかのような外觀が残つてしまい、世上、誤解を生ずるおそれがあります。

本改正案は、このような誤解を生ずることのない

す
政治資金規正法は、政治団体の支吾を孤立させた一つの政治団体とみなし、その設立や解散の届け出の提出を義務づけています。もとより、これらの届け出は、実務的な処理を定めたものであります。

に解散届提出の代行手続を認めるものとしております。

○佐々木憲委員 支部の解散その他党内の問題は、それぞれ党内で自主的なルールをつくって、そのルールに従つて行うというのが基本であります。つまり、改入党とへうのは独立して存在するのであ

法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

者であつた者に対し、解散届を提出した旨を通知することとしております。

散団の本部代行手続を持ち出したものであります。規定そのものは届け出実務にすぎませんが、改団の内部問題など、政治資金規正法上の届け出手

にすべきではない、そういう考え方に基づいて今行われておるんですね。したがつて、党内の手続が党内抗争によつてうまくいかない、だから法律に

べきものと決しました。
お詰りいたします。

支報告書につきましては、従前どおりこれらの方に提出義務があることから、この義務を怠った場合二罰則が科せられる二二の従前どおり

方からは逸脱した考へであつて、届け出実務に関する法改正を党内抗争解決のために利用する、こういう発想でありますて、これは本末転倒なんで

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

一月を経過した日から施行するものとしておりま
す。

出をしていないものとみなされる（第十七条第一項）のであり、法律上特段の支障があるわけでは

賛成するわけにはいかないという点を申し上げまして、きょうの質疑は終わらせていただきたいと思います。

—

〔本号末尾に掲載〕

○遠藤委員長 これにて発言は終了いたしました。

○遠藤委員長　この際、松本剛明君外七名提出、
文部省会見に上りまつ一部と文部省の法律をつづり、

本件につきましては、先般来理事会等において
件について議事を進めます。

○(付小木)政治資金規正法に、政治団体の政治資金の收支の状況を公開し、国民の不断の監視と批判のもとに置くことによつて、政治活動

起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○今井副大臣 松本剛明君外七名提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案につきましては、各党各会派において御議論いただくべき問題であり、政府としては意見を述べるのは差し控えたく存じます。よろしくお願いします。

協議いたしました結果、お手元に配付いたしました。
たとおりの草案を得ました。

本起草案の趣旨及び内容について、委員長から
御説明申し上げます。

現行法では、政治団体の支部が解散した場合、

の公明と公正を確保し、議会制民主政治の発展に寄与することを目的としているのです。

政党、政治団体が支部を設立したり、または解散させたりすることは、当該政治団体の内部問題であり、その規約や党則などによって自律的に決

○遠藤委員長　起立多数。よつて、そのように決
しました。
なお、本法律案の提出手続等につきましては、
〔賛成者起立〕

その支部の代表者及び会計責任者であつた者のみ

定し処理すべき事柄であることは当然であります

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

政治資金規正法の一部を改正する法律案 (佐
田玄二郎君外六名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百
九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項を同条第三項とし、同条第一
項を同条第二項とし、同条に第一項として次
の一項を加える。

政党及び政治資金団体以外の政治団体のす
る政治活動に関する寄附は、各年中におい
て、政党及び政治資金団体以外の同一の政治
団体に対しても、五千万円を超えることがで
きない。

第二十二条の二中「前条第一項」の下に「若し
くは第二項」を加える。

第二十二条の二中「前条第一項」の下に「若し
くは第二項」を加える。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の六の二 何人も、政治資金団体の
預金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又
は振替によることなく、政治資金団体に対し
て寄附をしてはならない。ただし、その金額
が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付
け(地上権の設定を含む。)による寄附につい
ては、この限りでない。

2 政治資金団体は、その寄附を受ける者の預
金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又は
振替によることなく、政治活動に関する寄附
をしてはならない。前項ただし書の規定は、
この場合について準用する。

3 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附

附を受けてはならない。

4 第一条若しくは第二項の規定に違反してさ
れる寄附に係る金銭若しくは物品の提供があ
つたとき又は前項の規定に違反して金銭若し
くは物品による寄附を受けたときは、これら
の金銭又は物品の所有者は 国庫に帰属する
ものとし、その保管者又は当該寄附を受けた
者は、政令で定めるところにより、速やかに
これを国庫に納付する手続をとらなければな
らない。

5 前条第五項の規定は、前項の場合について
準用する。

第二十六条第一号中「第二十二条第一項」の下
に「若しくは第二項」を加える。

第三十三条の二第一項第一号中「第二十二条
の六第五項」の下に「(第二十二条の六の二第五
項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二条 政治資金規正法の一部を次のように改正
する。

第二十二条の六の二中「、貯金又は郵便振替」
を「又は貯金」に改め、「又は振替」を削る。

附 則

1 この法律は、平成十八年一月一日から施行す
る。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、
郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の廃止
の日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の
一部を次のように改正する。

別表第一 政治資金規正法(昭和二十三年法律
第一百九十四号)の項中「第二十二条の六第五項」
の下に「第二十二条の六の二第五項において準
用する場合を含む。」を加える。

3 第二条の規定の施行の日前にされた政治資金
団体に対する寄附及び政治資金団体のする寄附
については、なお従前の例による。

理由

政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附
を、同一の政治団体に対しては年間五千万円以下

に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体
に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込
みによることを義務付ける必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案
(政治資金規正法の一部改正)

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百
九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号口中「その寄附をした者
の氏名、住所及び職業(寄附をした者が団体で
ある場合には、その名称、主たる事務所の所在
地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並
びに第十二条第一項第一号口において同じ)」並
びに当該寄附の金額(金銭以外の財産上の利益
について、時価に見積もった金額。以下同条
までにおいて同じ)及び年月日」を「次に掲げる
事項において準用する場合を含む。」を加える。

第二条 政治資金規正法の一部を次のように改正
する。

第二十二条の六の二中「、貯金又は郵便振替」
を「又は貯金」に改め、「又は振替」を削る。

ハ 機関紙誌の発行その他の事業による収
入のうち機関紙誌広告(機関紙誌への掲
載又は折込みの方法による広告をいう。

以下同じ。)の対価に係る収入について
は、機関紙誌ごとに、対価の支払をした
者の氏名、住所及び職業(対価の支払を
した者が団体である場合には、その名
称、主たる事務所の所在地及び代表者の
氏名。第十二条第一項第一号口において
同じ。)、当該対価の支払に係る機関紙誌
の名称及び発行年月日並びに当該対価の
支払に係る収入の金額及び年月日

第九条第一項第三号口中「及び第十二条第一
項第三号ホ」を削る。

第十二条第一項第一号口中「その寄附をした
者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額
及び年月日」を「次に掲げる区分に応じ、次に掲
げる事項」に改め、同号口に次のように加え
る。

第九条第一項第三号口中「及び第十二条第一
項第三号ホ」を削る。

第十二条第一項第一号口中「その寄附をした
者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額
及び年月日」を「次に掲げる区分に応じ、次に掲
げる事項」に改め、同号口に次のように加え
る。

第十二条第一項第一号口中「その寄附をした
者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額
及び年月日」を「次に掲げる区分に応じ、次に掲
げる事項」に改め、同号口に次のように加え
る。

(1) 一件当たりの金額が百五十万円以下
の寄附 その寄附をした者の氏名、住
所及び職業並びに当該寄附の金額及び
年月日

(2) 一件当たりの金額が百五十万円を超
える寄附 その寄附をした者の氏名、住
所及び職業並びに当該寄附の金額、種
別(当該寄附が金銭によるものである
ときは預金 貯金若しくは郵便振替の
口座への振込み若しくは振替又は現金
の別、金銭以外の財産上の利益による
ものであるときは種類又は品目による
こととして同号口(2)に規定する総務省令
で定める事項及び年月日

区分をいう。)その他の当該寄附の内容
に関する事項として総務省令で定める
事項及び年月日

第九条第一項第一号リを同号ヌとし、同号チ
を同号リとし、同号ト中「第十二条第一項第一
号チ」を「第十二条第一項第一号リ」に改め、同
号トを同号チとし、同号ヘ中「第十二条第一項第一
号ト」を「第十二条第一項第一号チ」に改め、同
号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のよ
うに加える。

第十二条第一項第一号又中「リ」を「又」に改め、同号又を同号ルとし、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のよう
うに加える。

ヘ、一の年に発行する機関紙誌に係る機関
底誌玄告の付画こ孫る又入（報告書こ記

載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む)のうち、同一の者からの機関紙誌広告の対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業、当該対価の支払に係る機関紙誌の名称及び発行年月日並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日第十二条第一項第三号ホを次のように改め

10

本預金若しくは貯金若しくは郵便貯金又は現金 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項

(1) 預金若しくは貯金又は郵便貯金 預
金若しくは貯金又は郵便貯金の残高

第十二条第三項中「から今までの特定パー
ティー又は」をの機関紙広告の対価に係る収

入又は同号トからリまでの特定バーティー若しくは「」に、「当該特定バーティー又は」を「当該機関紙誌広告又は当該特定バーティー若しくは「同号へからチ」を「同号へ又はトからリ」に改める。

第十三条中「政治資金パーティ」を「機関紙
誌広告の対価に係る収入及び政治資金パー
ティ」に改める。

第十四条の見出し中「監査意見書」を「監査報告書等」に改め、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、「書面」の下に「及び第二項の監査報告書」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項について公認会計士又は監査法人が総務省令で定めるところにより行つた監査に基づき作成した監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法(昭和二十一年法律第二百三号)第三十二条第二項(同法第三十四条の二十一第三項及び第四十六条の十二項において準用する場合を含む。又は第三項(同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査については、同法第三十三条(同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 公認会計士又は監査法人が第二項の監査報告書を作成した場合においては、公認会計士法第四十九条の三第二項から第四項までの規定は、政党及び政治資金団体の事務所並びに当該監査報告書の作成に關係のある帳簿書類その他の物件については、適用しない。

第十六条中「三年」を「五年」に改める。

第十八条第一項中「第九条第一項第一号リ」を「第九条第一項第一号ヌ」に、「チ」を「リ」に、「第十一条第一項第一号ヌ」を「第十一条第一項第一号ル」に、「リの収入」を「ヌの収入」に改める。

第十九条の三第二項中「三年」を「五年」に改める。

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十二条第二項(同法第三十四条の二十一第三項及び第四十六条の十二項において準用する場合を含む。又は第三項(同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査については、同法第三十三条(同法第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

に監査報告書及び書面に記載された事項にする情報の集合物であつて、それらの情報電子計算機を用いて検索することができるうに体系的に構成したものという。)を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならない。

第二十一条第一項中「第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において」を「以下」改め、同条第四項中「一以上の市町村(特別区含む。)の区域(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)(第二百五十二条の十九第一項の指

五十二条の十九第一項の指定都市にあつては当該都市の区域とみなされる区域、公職選挙法第十五条第五項の規定により「以上の都市の区域」とみなさわれた区域、以下この項において同じ。」を部位として設けられる支部（一）の都市の区域（つき一）に限る。」に限るものとする。

3 政党は、第一項の規定の例により、同項規定による届出をした支部を会社、労働組合、職員団体その他の団体から政治活動する寄附を受ける支部でなくする旨を、届

4 第一項及び前項の規定による届出の様式は、総務省令で定める。
することができる。

二二
5 第十九条の二の規定は、第一項及び第三項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中の資金管理団体の届出をした者の氏名、そ
者に係る公職の種類並びに資金管理団体の

委 员 心 意 を 有 す。」とあるのは、「その届出をした政黨の名称」と並びに「当該支部の名称」と読み替えるものとする。

第二十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項として第一項を同条第二項とし、同条に第一項として第一項を加える。

次会をと及び関連をよしれんを第定拳しらを心旨を委に一選の政拳に

つき一に限る。)、一以上の都道府県の区域
単位として設けられる支部(一の都道府県
区域につき一に限る。)及び一以上の都市
につきは特別区及び支庁の所管区域を
み、道にあつては支庁の所管区域及び市と

る。以下この項において同じ)の区域(地
自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
五十二条の十九第一項の指定都市にあつて
規定により二以上の郡市の区域とみなさ
郡市の区域にあつては当該郡市の区域とみ
された区域。以下この項において同じ)を基
位として設けられる支部(一の郡市の区域
つき一に限る)に限るものとする。

3 政党は、第一項の規定の例により、同項
規定による届出をした支部を会社、労働
組合、職員団体その他の団体から政治活動に
する寄附を受ける支部でなくする旨を、届
出ることができる。

4 第一項及び前項の規定による届出の様
は、総務省令で定める。

5 第十九条の二の規定は、第一項及び第三項
の規定による届出があつた場合について準
する。この場合において、同条第一項中
の資金管理団体の届出をした者の氏名、そ
者に係る公職の種類並びに資金管理団体の
称「」とあるのは、「その届出をした政党の名
並びに当該支部の名称」と読み替えるもの
とする。

第二十二条第二項を同条第三項とし、同条
一項を同条第二項とし、同条に第一項として
の一項を加える。

政党及び政治資金団体以外の政治団体の
政治活動に関する寄附は、各年中にお
て、同一の政党又は政治資金団体に対して
一億円を、政党及び政治資金団体以外の同
の政党団体に対しては三千万円を、それぞ
超えることができない。

に対しては年間三千万円以下に制限するとともに、政党又は政治資金団体を通じたいわゆる巡回献金の禁止、政党本部及び政治資金団体に対する外部監査の義務付け、百五十万円を超える寄附の過失による収支報告書等への不記載に対する罰則の創設、普通預金等及び現金の残高の収支報告書への記載の義務付け、百万円を超える政治団体間の寄附の銀行振込み等の義務付け、法人その他の団体から寄附を受けることができる政党的の支部の限定、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者の寄附の禁止、機関紙誌広告の対価に係る収入の明確化及びその支払に関する制限、収支報告書等の保存期間の延長、収支報告書等に記載された事項の検索が可能なデータベースのインターネットによる公開等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込みである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(委員会起案)

政治資金規正法の一部を改正する法律
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「年月日」の下に「を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出る」を加え 同条第三項中「報告書を提出した」を「届出をした」に改める。

第十八条に次の二項を加える。

4 第一項の場合において、政黨の本部は、当該政黨の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、前条第一項の規定による届出をすることができる。この場合においては、当該政黨の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。

第三十三条の二第一項第一号中「第十七条第一項及び第三項」の下に「、第十八条第四項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の項第二号イ中「第十七条第一項及び第三項」の下に「、第十八条第四項」を加える。

理 由

政治団体の支部が解散したときは、当該政治団体の本部が、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、当該支部が解散した旨を届け出ることができるようとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。